

## 飯塚市スズメバチ駆除費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安全とよりよい環境づくりに寄与することを目的とし、スズメバチの営巣(以下「巣」という。)を駆除した者に対し、予算の範囲内において飯塚市スズメバチ駆除費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、スズメバチ亜科のスズメバチをいう。

### (補助対象となる巣)

第3条 補助金の交付対象となる巣は、市内にある現にスズメバチが活動している巣で、次に掲げるものとする。ただし、国若しくは地方公共団体が所有する土地及び建物又は事業の用途に供する土地及び建物内にあるものは除く。

- (1) 居住の用に供する建物又は敷地内にあるもの
- (2) おおむね10メートル以内に複数の者が日常的に立ち入る場所があり、不特定の者にスズメバチの危害が及ぶと判断されるもの

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する巣を駆除業者に依頼して駆除したもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 巣がある建物若しくは土地を所有し、管理し、又は使用している個人
- (2) 自治会等

2 前項の規定にかかわらず、市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がある者については、交付の対象としない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、駆除費用(消費税及び地方消費税は除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、当該補助金の額が5,000円を超えるときは、5,000円を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、巣を駆除した日の属する年度の3月末日までに、スズメバチ駆除費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 駆除前後の写真
- (2) 駆除業者が申請者宛に発行したスズメバチ駆除費用の領収書の写し
- (3) 駆除した場所の位置図又は見取図
- (4) 補助対象者の要件確認の同意書

2 補助金の交付は、同一年度内において、同一建物又は敷地内につき 1 回限りとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和 2 年 5 月 7 日 告示第 150 号)

この告示は、告示の日から施行する。